

過去の土壤汚染等報告一覧（春日井市）

令和8年1月6日現在

番号	受理日	届出根拠 ^{*1}	事業所名等	住所 ^{*2}	土壤汚染物質 ^{*3} (土壤溶出量)	土壤汚染物質 ^{*3} (土壤含有量)	地下水汚染物質 ^{*3}	調査年月日	措置完了 年月日 ^{*4}	措置(土壤)	措置(地下水)	備考
1	H13.5.18	自主報告	公表なし ^{*5}	如意申町5-7-1	トリクロロエチレン	なし	なし	H11.11.29 ～12.7.2	H21.6.17	原位置浄化(ガス吸引)	—	
2	H13.8.10	自主報告	公表なし ^{*5}	桃山町3150	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 カドミウム及びその化合物	なし	なし	H13.1.31 ～13.4.19	H13.8.10	掘削除去	—	
3	H13.12.7	自主報告	公表なし ^{*5}	八田町5-18-1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 セレン及びその化合物	なし	なし	H13.3.26 ～13.12.7	H14.3.13	掘削除去(ふつ素) 原位置不溶化(鉛、砒素、 セレン(自然由来推測箇所))	—	
4	H16.1.19	自主報告	公表なし ^{*5}	鷹来町4017	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	砒素、ほう素	H14.8.25 ～15.8.3	措置中	掘削除去(ふつ素) 舗装措置(鉛、砒素、 ふつ素、ほう素)	地下水揚水、モニタリング	当該土壤汚染等報告は、報告者において取り扱いがない土地 での基準超過及び措置の実施に係るもの
5	H16.7.14	県条例 第42条	中部段ボール㈱	御幸町2-9	鉛及びその化合物 六価クロム化合物	鉛及びその化合物	なし	H16.3.27 ～16.6.25	H16.8.24	掘削除去	—	
6	H16.9.17	県条例 第40条	㈱ショーワ 名古屋工場	小野町2-1	六価クロム化合物	なし	なし	H15.10.8 ～16.8.3	H27.11.5	掘削除去	—	工場内の敷地の一部の調査結果。その後、番号26により追加 調査・措置を実施。
7	H17.7.7	県条例 第40条	新日本石油㈱ サンライズ出川SS	松本町1-2-10	なし	なし	ベンゼン	H16.3.16 ～17.3.27	H18.3.3	—	地下水揚水	
8	H17.10.3	県条例 第42条	春日井市土地開発公社 (旧市民病院跡地)	八田町2-43-1、43-12	砒素及びその化合物	なし	なし	H17.7.7 ～17.9.16	H18.2.23	掘削除去	—	
9	H17.10.12	県条例 第40条	東燃ゼネラル石油㈱ 春日井東給油所	小野町5-88-16	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	なし	H15.12.1 ～17.8.31	H18.8.31	掘削除去(ガソリン漏洩の 原因箇所) 一部自然由来あり	—	H22.1.28㈱シンメイハウスより土壤調査報告書(鉛に関する詳 細調査結果)受取
10	H18.3.22	県条例 第40条	春日井化工㈱	美濃町3-236	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	なし	H17.9.22 ～17.11.12	H18.5.9	掘削除去	—	
11	H19.6.26	自主報告	公表なし ^{*5}	天神町2	ふつ素及びその化合物	なし	なし(市調査)	H18.9.29 ～19.3.28	H19.10.17	掘削除去	—	
12	H19.12.18	県条例 第40条	出光興産㈱Eハウスクルート19 給油取扱所	坂下町 6-889-3	ベンゼン	なし	ベンゼン	H19.1.29 ～19.11.15	H21.3.27	原位置浄化 (バイオレメディエーションとガス 吸引の併用)	地下水揚水 (原位置浄化併用)	
13	H20.4.18	自主報告	公表なし ^{*5}	牛山町1203	トリクロロエチレン	なし	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H18.2.6 ～19.3.10	措置中	原位置浄化(ガス吸引)	地下水揚水 (原位置浄化併用)	県条例、土対法に基づかない調査方法による自主調査。
14	H20.11.10	県条例 第42条	春日井市土地開発公社 (事業所跡地)	鷹来町字大半才3315、 3315-2、3、 字上沖田3905-2、 字池ノ前3181-3	ベンゼン 鉛及びその化合物 六価クロム化合物	なし	なし	H20.7.4 ～20.9.10	H21.1.20	掘削除去	—	
15	H21.4.24	県条例 第42条	ダイナパック㈱ 名古屋工場	如意申町5-7-1、7-14	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	なし	H20.4.4 ～20.11.4	H21.6.17	掘削除去	—	
16	H21.8.10	県条例 第40条	春日井市 南部浄化センター	松河戸町2030	砒素及びその化合物	なし	なし	H20.12.18 ～21.7.31	H22.4.30	掘削除去	—	21.12.10付 県条例42条届出あり
17	H21.12.2	県条例 第40条	㈱コンテック稻口工場	稻口町3-1-8	テトラクロロエチレン	なし	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H20.12.6 ～21.11.20	措置中	原位置浄化(ガス吸引)	地下水揚水、モニタリング	
18	H22.3.29	土対法 第3条	㈱マルヤ製作所	松河戸町2123	鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	なし	なし	H21.8.3 ～22.2.28	措置中	舗装措置 地下水モニタリング	—	22.3.31土対法に基づく指定区域として公示
19	H22.5.14	県条例 第40条	愛知県警察学校	廻間町703	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	なし	H21.9.15 ～22.2.26	措置中	舗装措置 立入禁止措置 地下水モニタリング	—	22.12.10 土壤調査の追加報告あり 23.4.19 土壤調査の追加報告あり 23.7.14 土壤調査の追加報告あり
20	H23.1.12	県条例 第45条	春日井市土地開発公社 (長塚運動広場)	長塚町1-106	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	なし	鉛	H22.9.1 ～22.12.28	措置中	掘削除去	地下水揚水、モニタリング	23.8.19 地下水調査の追加報告あり
21	H24.2.3	県条例 第45条	JFEエンジニアリング㈱	上野町237-1、280-5 坂下町1-1671	砒素及びその化合物	なし	なし	H23.2.14 ～24.1.31	H24.3.23	掘削除去	—	
22	H24.3.13	県条例 第45条	名北金属㈱	田楽町更屋敷1378-1	六価クロム化合物	鉛及びその化合物	なし	H23.12.26 ～24.3.12	H24.3.30	掘削除去	—	
23	H25.10.3	県条例 第45条	春日井市都市政策課 (JR春日井駅南口 工事作業ヤード)	上条町1-19-1	砒素及びその化合物	なし	なし	H25.7.31 ～25.10.3	H28.3.30	掘削除去	—	
24	H25.10.18	県条例 第45条	春日井市土地開発公社 (未利用地)	東野町西2-16-1	砒素及びその化合物	砒素及びその化合物	なし	H25.7.7 ～25.10.16	H26.3.24	掘削除去	—	
25	H27.1.15	土対法 第3条	公表なし ^{*6}	気噴町北2-177	シス-1,2-ジクロロエチレン	なし	シス-1,2-ジクロロエチレン	H26.8.4 ～26.9.3	措置中	原位置浄化 (バイオステビュレーション)	地下水揚水(原位置浄化併用)、 モニタリング	27.3.2土対法に基づく形質変更時要届出区域として公示。

過去の土壤汚染等報告一覧（春日井市）

令和8年1月6日現在

番号	受理日	届出根拠 ^{*1}	事業所名等	住所 ^{*2}	土壤汚染物質 ^{*3} (土壤溶出量)	土壤汚染物質 ^{*3} (土壤含有量)	地下水汚染物質 ^{*3}	調査年月日	措置完了年月日 ^{*4}	措置(土壤)	措置(地下水)	備考
26	H27.1.22	土対法第3条	㈱ショーワ名古屋工場	小野町2-1	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	六価クロム化合物 鉛及びその化合物	六価クロム化合物	H26.1.17～26.12.25	H27.11.5	掘削除去	モニタリング	27.3.31土対法に基づく形質変更時要届出区域として公示。 27.12.1形質変更時要届出区域の一部解除を公示。 28.8.31全ての形質変更時要届出区域の解除を公示。 番号6と同一事業所。
27	H27.1.29	県条例第45条	矢作地所㈱(事業場跡地)	高蔵寺町2-28-1	砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	なし	なし	H26.10.14～27.1.8	H27.6.8	掘削除去	－	
28	H30.3.16	県条例第45条	JR春日井駅南東地区市街地再開発組合	上条町3-24-1	砒素及びその化合物	鉛及びその化合物	なし	H29.4.6～29.9.15	H31.2.4	掘削除去	－	
29	H31.1.11	県条例第45条	春日井西部第二土地区画整理組合	春日井上ノ町字割畠125-4	鉛及びその化合物	なし	なし	H29.9.19～31.1.10	R6.12.6	掘削除去	－	土壤含有量は、県条例、土対法に基づかない調査方法による自主調査。
30	H31.3.12	県条例第39条	野村建材㈱	篠木町7-38-5	六価クロム化合物	なし	なし	H31.2.7～31.3.12	H31.4.22	掘削除去	－	
31	H31.4.26	土対法第3条	東海旅客鉄道㈱	勝川町1-1-9	トリクロロエチレン 鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	なし	H31.1.10～31.4.26	措置中	掘削除去 舗装措置	－	R1.7.1土対法に基づく形質変更時要届出区域として公示。 R2.4.15形質変更時要届出区域の一部解除を公示。
32	R1.5.31	土対法第3条	地蔵川排水機場予定地	御幸町3-1-15	トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアノ化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	なし	六価クロム化合物 ふつ素及びその化合物	H30.6.26～R1.5.30	措置中	封じ込め 掘削除去	モニタリング	R1.7.19土対法に基づく形質変更時要届出区域として公示。 R3.3.12形質変更時要届出区域の一部解除を公示。 R6.6.13形質変更時要届出区域の一部解除を公示。
33	R2.3.27	土対法第3条第8項	愛知県医療療育総合センター	神屋町字海道713-8	砒素及びその化合物	なし	なし	R1.10.4～R2.3.26	R4.6.1	掘削除去	－	R2.5.12土対法に基づく形質変更時要届出区域として公示。 R4.6.9全ての形質変更時要届出区域の解除を公示。
34	R2.5.22	県条例第45条	春日井市下水建設課	桜佐町字下五反田4892	ふつ素及びその化合物	なし	なし	R2.3.9～R2.5.21	R2.7.14	掘削除去	－	
35	R3.2.12 R3.3.31	県条例第45条	タクトホーム㈱	出川町8-8-13	砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	なし	なし	R2.12.22～R3.3.17	措置中	舗装等措置 地下水モニタリング	－	
36	R3.9.24	県条例第45条	伊藤忠商事㈱ 伊藤忠都市開発㈱	六軒屋町西3-3-23, 26	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	なし	R3.1.14～R3.6.3	R3.12.7	掘削除去	－	
37	R4.1.12	県条例第39条	㈱水野石油	勝川町1-5-7	ベンゼン	鉛及びその化合物	なし	R3.10.27～R3.12.21	R4.10.12	掘削除去	－	
38	R4.12.1	自主報告	DCM㈱	高森台10-1-1	砒素(土壤環境基準)	なし	なし	R4.7.22～R4.8.22	R6.10.15	盛土等措置	－	基準超過は、地層由来によるものと推定。 県条例、土対法に基づかない調査方法による自主調査。 土壤環境基準に定める測定方法により実施。 措置完了年月日は、掘削した土壤の処理報告のあった令和6年10月15日としている。
39	R6.3.15	県条例第45条	春日井市下水建設課	春日井町字七ツ割51-1	砒素及びその化合物	なし	なし	R6.1.9～R6.3.12	R7.3.4	シート掛け(応急措置) 掘削除去	－	
40	R6.7.3 R6.8.30 R6.9.20	県条例第40条、第45条	㈱ソシオネクスト、高蔵寺事業所(第40条) 名工建設㈱(第45条)	高蔵寺町2丁目1844-2	砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	なし	なし	R4.10.15～R6.9.10	R7.5.2	掘削除去	－	第1報と第2報の間で、土地の所有者が㈱ソシオネクストから名工建設㈱に変更されている。
41	R6.10.4	県条例第40条	大幸工業㈱春日井工場	弥生町1550-2	砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	鉛及びその化合物	なし	R6.5.20～R6.8.19	R7.2.3	掘削除去	－	
42	R7.4.30 R7.6.26	自主報告	国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	桜佐町	砒素及びその化合物	なし	なし	R7.5.9～R7.5.31	R7.6.26	掘削除去	－	県条例、土対法に基づかない自主報告。 測定方法については、土対法に準じた方法(平成15年3月環境省告示第18号)により実施。
43	R7.7.4 R7.7.31	県条例第45条	春日井市下水建設課	宮町字下夕原51番1	ふつ素及びその化合物	なし	なし	R7.5.19～R7.7.16	R8.1.6	掘削除去	－	
44	R7.12.19	県条例第39条	春日井燃料㈱	高蔵寺町4-6-4	鉛及びその化合物	なし	なし	R7.10.13～R7.11.21		土間コンクリートによる被覆 (応急措置)		

*1) 県条例とは愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例をいい、土対法とは土壤汚染対策法をいう。なお、平成22年4月1日から改正された土対法が施行され、また、22年10月1日から改正された県条例も施行されています。届出根拠について、施行日より前の報告は改正前の条項を指しています。

*2) 土壤汚染等の報告に係る土地の報告当時の代表地点を指す。ただし、届出根拠が県条例第42条の土壤汚染等の報告については、報告当時の土壤汚染が確認された該当地番を指す。なお、土地及び該当地番全てを対象としている場合がある。

*3) 表に掲げる汚染物質以外の物質について、すべての特定有害物質の汚染状態が基準に適合することを保証するものではなく、汚染物質以外の測定の対象となった特定有害物質についても、当該調査の時点において汚染状態が基準に適合していたということを示すに過ぎない。

*4) 措置完了年月日は報告書の受理日としている。

*5) 当時、自主報告に関する公表規定はなく、事業者の意向により公表なし。

*6) 土地所有者個人からの報告であり、個人情報保護の観点から公表なし。